

消費者契約法第十三条第五項第一号及び第六号イの法律を定める政令の一部を改正する政令新旧対照条文

消費者契約法第十三条第五項第一号及び第六号イの法律を定める政令（平成十九年政令第一百七号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（消費者契約法第十三条第五項第一号の政令で定める法律）</p> <p>第一条 消費者契約法第十三条第五項第一号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一 三十八（略）</p> <p>（消費者契約法第十三条第五項第六号イの政令で定める法律）</p> <p>第二条 消費者契約法第十三条第五項第六号イの政令で定める法律は、前条各号に掲げるもののほか、無限連鎖講の防止に関する法律（昭和五十三年法律第百一号）とする。</p>	<p>（消費者契約法第十三条第五項第一号の政令で定める法律）</p> <p>第一条（同上）</p> <p>一 三十八（略）</p> <p>（消費者契約法第十三条第五項第六号イの政令で定める法律）</p> <p>第二条 消費者契約法第十三条第五項第六号イの政令で定める法律は、前条各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>一 簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）</p> <p>二 無限連鎖講の防止に関する法律（昭和五十三年法律第百一号）</p> <p>三 日本郵政公社による原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律（平成十二年法律第六十九号）</p>